

青森県報

第二千三百九十七号

平成十六年
十月二十七日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(政 策 課) ……一
- 結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……二
- 青森県海面漁業調整規則による聴聞の期日における審理の公開……………(水産振興課) ……二
- 右 同……………(同) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……三
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四
- 教育委員会……………(同) ……四
- 県文化財の指定の解除……………(文 化 課) ……四

告 示

青森県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------|--------------------|-----------|
| ESTクリニク | 弘前市大字福村字新館添二〇の一 | 平成一六・一 |
| 橋本耳鼻科クリニク | 八戸市湊高台五丁目二〇の一八 | " " |
| かしわざき循環器クリニク | 八戸市柏崎四丁目一六の二九 | " " |
| のへじくりニク | 上北郡野辺地町字下小中野一八の八 | " " |
| みうらくりニク | 三戸郡階上町蒼前西三丁目九の三三七七 | " " |
| いちかわ歯科クリニク | 青森市里見一丁目一三の三三三 | 一六・一〇・五 |
| ニコニコ薬局 | 八戸市大字本鍛冶町二の六 | 一六・一〇・一 |

青森県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区 分 | 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|-----|--------------------------|---------------|-----------|
| 変更前 | 医療法人脳ドックセンターおつとも脳神経クリニック | 八戸市柏崎四丁目一四の四八 | 平成一六・九・八 |
| 変更後 | おつとも脳神経クリニック | | |

青森県告示第六百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-------------------|--------------------------------|----------------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| みはな薬局 一真堂薬局売市店 | 八戸市湊高台五丁目二〇の二 八戸市売市三丁目一〇の三〇 | 平成一六・一〇・七 一六・一〇・八 |

青森県告示第六百五十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成十六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------|---|
| 当 事 者 | 住 所 | 聴 聞 の 期 日 及 び 場 所 |
| 氏名又は名称及び法人 者（の氏名） 菊 野 幹 男 | 住 所 下北郡大間町大字奥 戸字向町八五番地二 | 期 日 平成十六年 十一月十六 日午後一時 三十分 |
| | | 場 所 青森市長島一丁目 一番一号 青森県庁西棟六階 農林水産部会議室 |

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第七条の規定により漁業の許可を受けた船舶に対する同規則第五十一条第一項の規定によるてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

青森県告示第六百五十三号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第五十三条第三項において準用する同規則第五十一条第三項の規定により聴聞の期日における審理を公開するので、行政手続法及び青森県行政手続条例に基づき知事が行う聴聞の手続に関する規則（平成十六年九月青森県規則第五十一号）第八条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 当事者並びに聴聞の期日及び場所

| | | |
|---------------------------------|-------------------------------|---|
| 当 事 者 | 住 所 | 聴 聞 の 期 日 及 び 場 所 |
| 氏名又は名称及び法人 者（の氏名） 須 藤 定 雄 | 住 所 東津軽郡平内町大字 茂浦字垣合三番地二 | 期 日 平成十六年 十一月十六 日午後三時 |
| | | 場 所 青森市長島一丁目 一番一号 青森県庁西棟六階 農林水産部会議室 |

二 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

青森県海面漁業調整規則第五十三条第一項の規定による無許可の船舶に対するてい泊命令

三 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

1 名称 青森県農林水産部水産振興課

(担当 漁業管理グループ 電話〇一七 七三四 九五九三)

2 所在地 青森市長島一丁目一番一号

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

| | | |
|----------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
| マックスバリュ東北株式会社 弘前市大字大清水一丁目九の一五 | 有限会社ゲーム倉庫弘前店 弘前市大字大清水一丁目九の一五 | 平成 一六・八・二 |

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マルサン

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目一の一七

代表取締役 上杉邦夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| | | |
|--|-------------------------------------|--------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
| マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生 | 削除 | 平成 一六・八・二 |
| | 株式会社ひらい 青森市長島一丁目六の七 代表取締役 平井茂 | " |

四 届出年月日

平成十六年十月八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年十月二十七日から平成十七年二月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年二月二十七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

|              |     |                |
|--------------|-----|----------------|
| 所 在 地        | 地 目 | 地 積            |
| 青森市沖館二丁目四九の三 | 雑種地 | 三、三〇〇・〇〇平方メートル |

二 予定価格  
八千五百二十万円

三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
青森市沖館二丁目四九の三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁 南棟八階B会議室

2 日時  
平成十六年十一月十二日 午前九時

七 入札保証金及び契約保証金の額  
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限  
土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途  
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、港湾関連福利厚生施設用地、港湾関連作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十六年十一月四日午前十時から、青森市沖館二丁目四九の三において現場説明を行う。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

|                                    |                                 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 開発区域（工区）に含まれる地域の名称                 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）            |
| 三戸郡階上町大字角柄折字東平四の六、四の二二及び四の五七から四の六四 | 三戸郡階上町倉前東四丁目六の一六<br>有限会社タケダサプライ |

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第六号

次の表に掲げる県天然記念物は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、平成十六年九月三十日付で天然記念物に指定され、青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十九条第二項の規定により、県天然記念物の指定を解除されたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年十月二十七日

青森県教育委員会

|                                                |                           |
|------------------------------------------------|---------------------------|
| 念物<br>県天然記                                     | 種別                        |
| ウの北<br>一イ金<br>株チケ<br>ヨ沢                        | 名称及び<br>員数                |
| 塩大西<br>見字津<br>形北軽<br>地金郡<br>内ケ深<br>沢浦<br>字町    | 所在地                       |
| 深<br>浦<br>町                                    | 所有者                       |
| 昭和三十<br>年一月七<br>日<br>青森県教<br>育委員会<br>告示第五<br>号 | 指定告示<br>年月日及<br>び告示番<br>号 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭